

電波利用料の見直しに関する検討会(第7回会合)議事要旨

1 日時

平成 25 年 7 月 1 日 (月) 10 時 00 分 - 12 時 00 分

2 場所

総務省 8 階 第一特別会議室

3 出席者(敬称略)

(1) 構成員(敬称略)

(座長)多賀谷 一照、(座長代理)森川 博之、吉川 尚宏、柳川範之、林 秀弥、高田 潤一、関根 かをり、北 俊一、飯塚 留美

(2) 総務省

柴山総務副大臣、橘総務大臣政務官
吉良総合通信基盤局長、富永電波部長、菊池総務課長、竹内電波政策課長、
南大臣官房審議官、秋本放送政策課長

(3) 事務局

総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室

4 配布資料

資料 7-1 電波利用料の見直しに関する基本方針 論点と考え方(素案)
参考資料 7-1 電波利用料の見直しに関する検討会(第5回)議事概要
参考資料 7-2 電波利用料の見直しに関する検討会(第6回)議事概要

5 議事概要

(1) 論点と考え方について

資料7-1に基づき、事務局より検討課題ごとに論点及びこれまでの主な意見について説明が行われた。

その後、論点ごとに質疑応答及び意見交換が行われた。主な内容は以下の通り。

【はじめに】

(高田構成員)

スマートメーターまたは M2M について、携帯電話システムを使ったものに限られた議論であると理解しているが、そもそも免許不要のシステムも提案されているが、そういったものについては議論の対象ではないのか、確認したい。

(竹内電波政策課長)

M2M については、免許が必要な携帯電話や BWA を使うシステム以外に、PHS や IEEE 規格のマルチホップ方式といった免許不要のシステムを使ったものについても、現在、電力会社やガス会社で検討されている。その違いを考えたときに、免許不要システムはそもそも電波利用料の負担がない。一方で、携帯電話や BWA を使うものについては現在の制度でいくと

1 台あたり年間 200 円かかり、これが料金に反映されると普及の足かせになる指摘がある。この懸念を払しょくすることによってさまざまな無線、システムの実現を促していこうというもの。

(高田構成員)

ということであれば、もう少し限定的な書き方のほうが、むしろ適切なのではないか。

(多賀谷座長)

現在の書きぶりでは確かに無線局、免許が要らない場合についてもお金をとるのではないかという誤解があるので修正した方がよい。

(北構成員)

免許不要局も含めて無線局数が今後増大した場合、電波の監視や総合無線局管理システムの構築運用にかかるコストのうち無線局数に比例して増えていく部分はどのくらいの割合か。

(竹内電波政策課長)

携帯電話の端末は現在、包括免許であり、他の固定通信システムなどのように、細かな管理を常に行っているものとは若干特性が異なっている。そういった前提に立ち、局数が増えたときに、必ずしも今後とも比例して増え続けることにはならないと思っている。係数がどれくらい変わるのかについては、業務の実施の方法と連動するものであり、より効率的な電波監視やデータベースの管理運用をどうするかに依存してくると思う。

(多賀谷座長)

電波監視のシステムを行政に任せてしまうと、比例的に上がっていくというものであるため、免許人自体が自らコントロールするという仕組みで、ある種のデータベースを免許人自体持ってコントロールするという話と、行政がコントロールする、その両方をどの程度分配するかという話になるだろう。

(吉川構成員)

2 ページ目の論点の 3 番で、今後の歳出規模として年間 710 億円とあるが、歳出は平成 25 年度では 666 億円と防災行政無線のデジタル化でかかる歳出 25 億円と考えると、平成 25 年度に比較して 20 億円ぐらい差があるように見える。

(竹内電波政策課長)

今年度については初年度で市町村の準備も必ずしも整っていないこともあり、25 億円規模でスタートしたが、平成 26 年度から平成 28 年度については年間 100 億円程度かかる見込みである。

(吉川構成員)

本来、防災行政無線のデジタル化は地方自治体が行うべきで、既に自分たちで整備していると自治体もある中で、これから国が 100 億円単位でお金を付けるという議論は、去年にはなかったと思う。地方自治体がまず一次的に努力し、支援の水準が適当かっているのを毎年きちっと議論していく必要があるのではないか。今ここで 710 億円とフィックスするには論拠が乏しい。

(多賀谷座長)

過疎地では恐らくほとんどやりようがなく、こういった措置がないとデジタル化できない。

(竹内電波政策課長)

総事業費ベースで4,000億円を越える規模の中、支援対象として財政力の弱い自治体に限定をしており、100未満程度の自治体を想定している。

(吉川構成員)

4,000億円のうちどれくらいを、電波利用料から捻出するという見通ししているか。

(竹内電波政策課長)

200億円から300億円の間。

(多賀谷座長)

金額について議論があったが、歳出規模については今のところ議論が固まっていない。タクシー無線とか二次利用の無線システムまで財政支援するのは困難であるという話もある。論点5にあるように、見直しを必要とすると考える。

(柳川構成員)

歳出については、どうかたちで事務の効率化や必要性の検証をやっていくのかということが見えるようにすることが必要。

【経済的価値の適正な反映の在り方について】

(森川座長代理)

まず経済的価値がVHF帯とUHF帯ではかなり異なるように思うので、検討することが必要。検討対象は平成26年度から3年間であり、その間に3GHz以上の周波数帯を使う第4世代携帯電話などが爆発的に普及するというのは恐らく無いように思うので、UHF帯についてはまだこのままでいいのかなと思っている。

(飯塚構成員)

海外のオークション結果が必ずしも日本の経済的価値に相当するということではないが、1GHz以下とそれ以上の帯域に関し、1GHz以下の700MHzから800MHz帯と2GHz帯のオークションの落札額を比較してみると10対1ぐらいの価値の開きがあることを踏まえると、1GHz以下について区分をするかという考え方について検討が必要かと思う。

(多賀谷座長)

②-1について、基本的に広域専用電波に指定される周波数帯では、無線局単位での課金をした場合には、まだその免許数に比例して料金が設定されるわけだが、成熟している利用分野もあり、帯域課金ということで良いと思う。今後は、帯域課金的な仕組みと無線局単位で課金するという二つの仕組みとなり、現在の広域専用電波についてはこういう方向で良いということでこの検討会では合意されたと考えていきたい。また、3GHz以下についてはVHF帯の特殊性、1GHz以下について、現在包括的に捉えているのを見直すという事について議論が必要。

【電波利用料の軽減措置の在り方について】

(林構成員)

『公正競争』という言葉は、総務省の過去の文書を見ても、明確に定義されていないと思う。『公正競争』という非常に幅のある概念をどう捉えるのかは、議論があると思う。競争条件の公正で考えるのか、あるいは競争行為の公正で考えるのかで、変わってくる。この言葉が、具体的にどういうことを念頭におかれているのか確認したい。

(竹内電波政策課長)

広域専用電波の電波利用料については、これまでは減免を受けずに自らのリスクで資金調達して事業が展開されてきた。これから新規参入者に対して軽減がされるとなると、既存事業者と新規事業者間で条件の差異が出てくるということで記載している。

(多賀谷座長)

広域専用電波については帯域課金にするといった場合に、最初から帯域課金では新規にはなかなか入りにくい。広域専用電波を帯域課金とするためには、そこは十分に成熟した周波数帯であるという確認が必要である。

【新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方について】

(高田構成員)

②に関して、「他の無線システムと比較して電波の利用頻度やデータ量が少ないことなどを踏まえ、電波利用料の負担を大幅に引き下げることが適当である」という書き方に違和感があった。なぜ大幅でないといけないのかがわかりにくいような感じがする。

(多賀谷座長)

人が使うような無線システムとは利用形態が違うという趣旨だろう。

(竹内電波政策課長)

システムの利用形態が違うという点が一つある。また、スマートメーターについて考えたときに、現在の検針料が月 40 円から 50 円に対して、端末あたり年額 200 円の電波利用料がそのまま維持された場合には月額 17 円に相当するのでコスト増要因になってしまい、成長戦略の一環で図るためには、大幅な引き下げが必要だというご意見もある。

(高田構成員)

そうした趣旨であるならば、少し、『戦略的に』大幅に下げるという意図が伝わるような書き方のほうがよい。

(柳川構成員)

戦略的に普及を促進するために電波利用料負担を引き下げるというポイントと、他の無線システムと利用形態を比較して引き下げるというポイントがあるが、後者についてのみ言及したような書き方にも見える。

(北構成員)

無線局単位で課金をしていることについて、スマートメーターを例にとった場合、スマートメーターにかかる電波利用料というのは、どうやって算出するのか。

(竹内電波政策課長)

スマートメーターを携帯電話等と区分して管理するとなると事業者に大きな負担になる上、実際のトラフィック量を検証しようとするとならば大変。したがって、これらの区分を考えないというのも一つの考え方ではないか。極力簡素化をするという観点では、この広域専用電波を使う携帯電話やBWAについては、端末台数をスマホ的なものとM2M的なものに分けるのではなく、端末としてひとまとまりに考えるのが一つの在り方ではないかと考えている。

(多賀谷座長)

広域専用電波として使う場合には、無線局の数について、スマートメーターは膨大な数であるため、それを調べるコストのほうが高くなってしまふ。適正な料金がいくらかということも、計算しにくいところがあるだろう。

(高田構成員)

③の一次業務、二次業務の言葉の使い方は修正が必要ではないかと思う。

【その他】

(森川座長代理)

「現状において電波利用料を課金することは時期尚早である」という文言は将来的には課金されるという雰囲気があるので、修正した方が良く思う

【特性係数について】

(林構成員)

特性係数で問題になっている「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」という意味での公共性について発言したい。この点について、放送には放送の固有の公共性があり、一方、通信にも通信の固有の公共性がある。それぞれの公共性は、あえてエモーショナルな言葉を使わせていただければ、突き詰めていうと、矜持とでも形容すべきものであるような気がする。矜持であるならば、そもそも他者にひけらかすものではなく、ましてや他者の矜持と比較することは出来ないのではないかと。他者の役務の公共性と比較して自らの公共性の優劣を比較することが難しい以上、特性係数におけるこの意味での公共性は、量的な程度差ではなく、質的な差異があるかどうか、の検証に基づいて勘案すべきなのではないかと思われる。また、関係者等から提示された個別の主張やその論拠に対して一つ一つ丁寧かつ論理的に回答していくことがきわめて重要である。加えて、今、この時期に特性係数の見直しをする必要性についてあらためて整理する必要はないか。というのも、次の次の3年間には、300億円規模の地デジ対策経費のための歳出がなくなることを考えると、3年後にあらためて制度全体を見直すこととしてもよいのではないかと。

(森川座長代理)

特性係数については、一旦決めたことを将来にわたってそのまま適用していくのではなくて、将来的にはきちんと見直していかないといけない。「国民の生命、財産の保護」の特性について考えると、ここ3年間の時代変化において携帯電話事業者についてもかなり公共性を帯びてきた。それを踏まえると公共性の観点に於いて携帯と放送の扱いを異なるものにするのは難しくなっているのではないかと。ソフトに対して放送事業者は責任を負っているのでコストがかかるという一方、国民は携帯電話事業者についても非常時対応に非常に多くのコス

トがかかっているという認識であろう。放送事業者から特性係数をはずすという議論と、携帯電話事業者に特性係数をかけるという議論があるが、そこは携帯電話事業者に特性係数を適用するというほうが、きれいに整理がつくのかなと思う。

(北構成員)

災害対策基本法において、指定公共機関として指定された機関は発災時にそれぞれの職域における責任を果たす義務を負っている。情報通信市場におけるプレイヤーとしてはNTT東西、コム、ドコモ、KDDIというところが指定されていて、放送業界はNHKのみ指定されている。

(秋本放送政策課長)

補足ではあるが、民間放送事業者については、指定地方公共機関として指定されていることを申し添える。

(高田構成員)

そういった法律で決まっているなどを基準に考えた方がスムーズではないか。

(多賀谷座長)

「国民の生命・財産の保護に著しく寄与するもの」という特性係数に関して、放送においては、災害時においても放送波を確実に放送するというハードと、ニュースなどのコンテンツを作成する情報メディアというソフトの2つの面があるという主張であった。

(森川構成員)

「国民への電波利用の普及に係る責務等」については、考え方1にあるとおり、放送事業者は放送法であまねく普及努力義務、責務が定められている一方、携帯電話事業者には規定がないということや、人口カバー率と世帯カバー率という、普及目標について差がある。やはり法律で規定されているか否かというのは非常に大きいと思う。ユニバーサルサービス義務が適用されるといった制度変更があった場合は別として、少なくとも現時点においては引き続き、携帯電話には当該特性係数を適用すべきではないのではないか。

(多賀谷座長)

特性係数というのは過去から積み上げられたものであって、その積み上げの経緯は尊重しなければならないが、3年待てばいいとすると3年後また同じ話になると思う。

(飯塚構成員)

今後、特性係数の「同一システム内で複数の免許人による共用を行う利用形態」のケースがこれからどんどん増えていくと思う。恐らく既存の現行のシステム以外にも、同じ周波数を異なるシステムで使っていく利用形態が進んでいくと思う。

(吉川構成員)

特性係数1/2が二つ当てはまると1/4にして算定されているが、公平性の観点からこれで良いのか、複数の係数が該当する場合に合計に上限を設けるなど、整理したほうが良いと思う。

(多賀谷座長)

レーダーやルーラル無線については、他の一般的なシステムとは異なると思うが、よく違いを検討すべきだと思う。

(吉川構成員)

FPU やラジオマイクなどの周波数移行で、周波数幅が一時的に増加することがあって、それに対して何らかの措置を講じることが適当であるという表現がある。いわゆる立ち退きの費用を次に周波数を使用する者が負担するスキームが、去年の電波法改正で作られたと理解している。こういった費用を補填するために電波利用料を追加徴収するような仕組みにはなっていないのか。

(竹内電波政策課長)

700/900MHz 帯の周波数再編において携帯事業者が負担するのは、新しい周波数帯に移る無線設備、付帯施設、工事費用に限定されている。ご指摘のように応分の電波利用料分を負担させるという考え方もあると思うが、そうはなっていない。このため、「過度な負担が生じないよう、何らかの措置を講じることが適当」としている。

(林構成員)

今回の電波利用料制度の在り方については、経済的価値の範囲を、これまで以上に広げるとい方向と承知しているが、そもそもの電波利用料の性格である共益費用という主旨から外れないか。

(多賀谷座長)

「はじめに」で共益費用であるという前提とする旨が記載されている。また、今回の見直しで経済的価値を著しく高めるとはなっていないと思う。

(竹内電波政策課長)

4 ページの論点と考え方の①のところ、a 群と b 群の考え方については現状通りとするのが適当であると記載している。

(多賀谷座長)

広域専用電波について、a 群 b 群両方とも帯域課金にすることによって、a 群 b 群のバランスはどうなのかということが一番の問題だと思う。b 群について無線局単位でどんどん取っていくと、それはある意味、経済的価値を強めることになる気がする。

(2) その他

第 8 回会合は平成 25 年 7 月 12 日 (金) に開催する旨が事務局より周知された。

以上